

小児がん拠点病院の選定の方針について

これまでの経緯

平成 30 年 7 月 「小児がん拠点病院の指定要件の見直しに関する報告書」を踏まえて策定された「小児がん拠点病院等の整備について」（平成 30 年 7 月 31 日 健発 0731 第 2 号厚生労働省健康局長通知）（以下、「整備指針」という。）を発出した。

平成 30 年 11 月 整備指針に基づき、10 月より小児がん拠点病院の公募を開始し、全国 25 医療機関より申請があった。

平成 31 年 1 月 整備指針において必須とされる要件を全て満たす 21 医療機関について、構成員による書面評価を実施した。

※ 整備指針において必須とされる要件を満たしていない 4 医療機関については、構成員了解の上、書面評価を行わないこととした。

小児がん拠点病院の選定の方針

整備指針において、「地域バランスも考慮し、当面の間、拠点病院を全国に 10 か所程度整備するものとする」とされていることや、小児がん拠点病院として全国に 15 医療機関が指定されている現状などを踏まえ、以下の方針について、構成員に了解を頂いた。

- 書面評価において 9 番目までの医療機関については、小児がん拠点病院として指定する。
- 書面評価において 10 番目から 17 番目までの医療機関については、より詳細な検討が必要と考えられるため、ヒアリングの対象とし、書面評価およびヒアリングを踏まえ、小児がん拠点病院として指定する医療機関を選定する。
※ヒアリングは書面評価の妥当性確認という位置づけ
- なお、整備指針にあるように、「地域バランスも考慮」して選定する。

指定に係る今後の予定

平成 31 年 2 ～ 3 月頃 小児がん拠点病院の選定結果を各医療機関等に発出。